

フルーツのまちづくり講座 その4 : まとめ

「個人情報保護を知ろう！」



■概要/日時:平成 30 年 1 月 30 日(火) 19:00~21:00、会場:粉河ふるさとセンター、参加者:11 人、参加費:1000 円。フルーツジャムパン、盛田温州ミカンを食べながら。

■構成/講義。その後、講師からの出題に各人が答え、質疑応答をした。

■講師/講師:上野比紗子 (うえのひさこ) さん。紀の川市役所で新入研修時に個人情報管理などを担当。選挙やふるさと納税の担当者でもある。旅行とアロマセラピーが好き。

.....

.....

<講義>

1、個人情報とは何か。

「生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」をいう。

- 1) その情報に含まれる記述などだけで特定の個人を識別できる情報をさす。(氏名、年齢、生年月日、性別、顔写真、住所、本籍、国籍、学歴、職歴、配偶者の有無、電話番号、メールアドレス、血液型、趣味、特技、賞罰などを含む履歴書に書く情報はほとんど)。
- 2) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報。(プロバイダの通信記録、会員情報、社員名簿など)

2、なぜ個人情報を保護するのか？

- 1) プライバシーの侵害を受ける可能性がある。(メールの内容、学校の成績、預金額、買い物の記録、病歴などが分かってしまう)
- 2) 金銭その他の迷惑・損害を受ける可能性がある。(勧誘の電話、不必要なダイレクトメール、なりすましによる不正行為、なりすましによる高額の買い物、なりすましによる預金引き出し、不当な差別、などが起きてしまう)

3、流出・漏洩を防ぐ対策

1) 流出・漏洩の理由と経路

①悪意、商売のために個人情報を収集する人間の行為によって。

- a. ネットワークを通しての漏洩 (コンピュータに侵入ダウンロードされる。コンピュータウイルスなどによる送信)、b. パソコンや記録媒体 (FD、MO、CD、フラッシュメモリなど) の盗難、c. Web に潜む罠 (アンケートやゲームなど)、d. フィッシング詐欺

②不注意による流出

- a. インターネット利用時の流出 (掲示板への書き込み、アンケートやネット販売商品購入時の個人情報入力、電子メールやその他の情報交換時の送信先誤り)、b. パソコンや記録媒体の遺失 (FD、MO、CD フラッシュメモリなど)

★携帯電話も情報端末。インターネットのサイトに接続したり、メール送信時の個人情報流出の危険性はコンピュータと同じ。ウイルスにも感染する。携帯電話のファイルを削除されたり、強制的に特定の電話番号に電話をかけ続けたりなどされる。盗まれたり遺失した場合は、保存してある全てのデータ (メールの内容、電話番号、メールアドレス、写真など) が流出すると考えた方がいい

い。よく机などにポンと置いたりするが、それだけでも危険と考えた方がいい。

2) 流出・漏洩を防ぐために

a. インターネットに接続するパソコンには、不正侵入対策とウィルス対策ソフトが必要 b. Web サイト上の掲示板、アンケート、ゲームなど安易に個人情報を入力しない c. 個人情報が入っているパソコンや記録媒体取扱いは慎重に d. 個人情報ファイルは、パスワードで保護すること e. 携帯電話も情報端末であると同時に、個人情報の記録媒体であり、取扱いは慎重に。

★個人情報を取り扱う企業や行政機関、学校などは、個人情報が流出しないようにすることが「個人情報保護法」で義務つけられている。2017年5月に改正があって、たとえ一人の個人情報でも対象になる。どの事業者や組織、NPO、自治会、個人などでも対象になる。法律を犯した者は、懲役や罰金などの刑事罰（6カ月以下の懲役、30万円以下の罰金）や所属する組織の就業規則等で処分される。また、情報を流出・漏洩された個人から損害賠償を求められるケースもある。何より、その組織が信用を無くす。市民グループだから、素人の個人だからでは済まされない。

★個人情報を取得するときの基本的ルール

①あらかじめ利用目的をできるだけ特定する。②利用目的の範囲内で個人情報を扱う。③個人情報は適正な方法で取得する。（本人から聞き取る、記入してもらう）④取得する際には利用目的の通知、公表をする。

■講義の後、講師からは2つの出題が。

<出題>祭りでブースを出して催しを宣伝した。興味を持った人に今後お知らせを出したい。その場合の個人情報のとり方は？↓

<正解>口頭で催しを説明し、了解してもらったら、用紙に本人に記入してもらう。その時利用目的を書いた紙を相手に必ず渡す。

<出題>メールを一斉送信した際、BCCでなくCCで出してしまった。個人情報取扱従事者としてまず何をするか？↓

<正解>おわびをし、送ってしまったメールを消してもらい、今後の対策を伝える。大きな損害になる場合は関係機関、役所、警察などにも連絡する。

■質疑応答のなかで

- ・催しの受付で、参加者が住所や名前を記入できるノート、用紙などがある、これはダメ。他の人の記入もわかる状態は写真を撮られたらおしまい。
- ・例えば「ファンクラブ会員申込み」などで、知人や家族の分を申込みしてはダメ。必ず本人が。
- ・体験催しなどでは保険の関係で生年月日を書いてもらわなくてはならないときもある。嫌がる人もあり、本人に納得してもらわなければならない。
- ・お客様リストなどワードで作ってパソコンの中にある。それだけではダメ。そのリストだけ管理するパスワードを用意し誰かが勝手に開けられないようにしないと。

■このほか、個別ケースについてたくさんのアドバイスをいただきました。

